

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

## 香川県規則第41号

### 香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 普通税	第2章 普通税
第1節～第4節 略	第1節～第4節 略
<u>第5節 自動車取得税</u>	<u>第5節 削除</u>
<u>第5節の2 軽油引取税</u>	
第6節～第8節 略	第6節～第8節 略
第3章 目的税	第3章 目的税
<u>第1節及び第2節 削除</u>	<u>第1節 自動車取得税</u>
第3節 略	<u>第2節 軽油引取税</u>
第4章 略	第3節 略
附則	第4章 略
(担保提供書)	(担保提供書)
第13条の5 法第16条第1項及び第2項、第55条の2第2項、第55条の4第2項、第72条の38の2第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）、第72条の39の2第2項、第72条の39の4第2項又は <u>第144条の20第1項</u> の規定により担保の提供を求められた者及び法第16条第3項（法第55条の2第3項、第55条の4第3項、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第3項、第72条の39の4第3項及び <u>第144条の20第2項</u> において準用する場合を含む。）の規定により増担保の提供又は担保の変更を求められた者は、第46号様式の2による担保提供書を提出しなければならない。	第13条の5 法第16条第1項及び第2項、第55条の2第2項、第55条の4第2項、第72条の38の2第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）、第72条の39の2第2項、第72条の39の4第2項又は <u>第700条の14の3第1項</u> の規定により担保の提供を求められた者及び法第16条第3項（法第55条の2第3項、第55条の4第3項、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第3項、第72条の39の4第3項及び <u>第700条の14の3第2項</u> において準用する場合を含む。）の規定により増担保の提供又は担保の変更を求められた者は、第46号様式の2による担保提供書を提出しなければならない。
(保全担保の提供命令書等の様式)	(保全担保の提供命令書等の様式)
第13条の6 施行令第6条の11第1項（施行令第9条の9の8第2項、第9	第13条の6 施行令第6条の11第1項（施行令第9条の9の8第2項、第9

条の9の9第2項、第32条の3、第32条の4第3項、第32条の5第3項及び第43条の14第4項において準用する場合を含む。)に規定する文書は、第46号様式の3による。

## 2 略

### (中間納付額等の還付)

第14条の3 法人が法第53条第25項若しくは第72条の28第4項(法第72条の31第4項において準用する場合を含む。)の規定により中間納付額の還付を受けようとする場合又は法第53条第45項の規定により利子割額の還付を受けようとする場合において、地方税法施行規則第6号様式及び第9号様式中還付請求税額欄中に還付を受けるべき金額を記載した申告書の提出があった場合には、それぞれ施行令第9条の2、第9条の9の2又は第25条(施行令第29条第1項において準用する場合を含む。)の規定による請求書の提出があったものとみなす。

### (法人税に係る確定申告書の提出期限の通知)

第20条の2 法第53条第50項若しくは第51項の届出又は同条第52項の通知を受けた県税事務所の長は、同条第53項の規定により、遅滞なく、その届出又は通知に係る申告書の提出期限の延長期間等を第60号様式の2によって関係市町長に通知しなければならない。

## 第5節 自動車取得税

### (収納計器で表示させる場合の収納印)

第29条 条例第73条第1項の規定により自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。第32条の2において同じ。)に相当する金額を証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)で表示させる場合の収納印は、第90号様式による。

### (印影の無効)

第30条 収納計器で表示された収納印の印影で著しく汚染し、又はき損したものは、無効とする。

### (領収書の不発行)

第31条 収納計器で収納印の印影が表示された自動車取得税を徴収したとき

条の9の9第2項、第32条の3、第32条の4第3項、第32条の5第3項及び第56条の6の2第4項において準用する場合を含む。)に規定する文書は、第46号様式の3による。

## 2 略

### (中間納付額等の還付)

第14条の3 法人が法第53条第25項若しくは第72条の28第4項(法第72条の31第4項において準用する場合を含む。)の規定により中間納付額の還付を受けようとする場合又は法第53条第41項の規定により利子割額の還付を受けようとする場合において、地方税法施行規則第6号様式及び第9号様式中還付請求税額欄中に還付を受けるべき金額を記載した申告書の提出があった場合には、それぞれ施行令第9条の2、第9条の9の2又は第25条(施行令第29条第1項において準用する場合を含む。)の規定による請求書の提出があったものとみなす。

### (法人税に係る確定申告書の提出期限の通知)

第20条の2 法第53条第46項若しくは第47項の届出又は同条第48項の通知を受けた県税事務所の長は、同条第49項の規定により、遅滞なく、その届出又は通知に係る申告書の提出期限の延長期間等を第60号様式の2によって関係市町長に通知しなければならない。

## 第5節 削除

### 第29条から第33条まで 削除

は、領収書を発行しない。

(自動車取得税に係る修正申告書の様式)

第32条 法第123条第2項の修正申告書は、第91号様式によらなければならぬ。

(現金納付の際に押印する納税済印)

第32条の2 条例第73条第2項の規定により自動車取得税額に相当する現金の納付を受けた場合に押印する納税済印は、第92号様式による。

(身体障害者等に対する自動車取得税の減免の額)

第32条の3 条例第77条第1項第2号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免の額は、次に掲げる額のいずれか少ない額とする。

(1) 当該自動車取得税の額

(2) 300万円に当該自動車取得税の税率を乗じて得た額

2 専ら身体障害者が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための特別の仕様による製造又は構造変更をした自動車の取得に対して課する自動車取得税に係る前項の規定の適用については、同項第2号中「300万円」とあるのは、「300万円に専ら身体障害者が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための特別の仕様による製造又は構造変更に要した額を加算した額」とする。

(身体障害者等に対する自動車取得税の減免を受けようとする者の提示すべき書類等)

第32条の4 条例第77条第1項第2号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免を受けようとする者は、同条第3項の規定により、次の各号に掲げる身体障害者等の区分に応じ、当該各号に定める書類及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下「運転免許証」という。）を提示しなければならない。この場合において、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する自動車（以下「家族等運転自動車」という。）の取得に対し課する自動車取得税の減免を受けようとする者にあっては、同項の規定により、減免を必要とする理由を証明する書類を添付しなければならない。

(1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳。以下「身体障害者手帳」という。）

(2) 精神障害者 知事が交付した療育手帳（以下「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第3項の規定により交付された自立支援医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る。）（以下「精神障害者保健福祉手帳等」という。）

2 前条第2項の規定の適用を受けて当該自動車取得税の減免を受けようとする者に係る前項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類、専ら身体障害者が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための特別の仕様による製造又は構造変更に要した額を証明する書類及び」とする。

## 第5節の2 軽油引取税

### （軽油引取税に係る承認書の様式）

第33条 条例第85条第2項の規定による規則で定める承認書の様式は、第92号様式の2によらなければならない。

## 第6節 自動車税

### （収納計器で表示させる場合の収納印）

第33条の2 条例第89条の2の規定により証紙の額面金額に相当する金額を収納計器で表示させる場合の収納印は、第90号様式による。

## 第6節 自動車税

### （収納計器で表示させる場合の収納印）

第33条の2 条例第89条の2の規定により証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）で表示させる場合の収納印は、第91号様式による。

### （印影の無効）

第33条の3 収納計器で表示された収納印の印影で著しく汚染し、又はき損したものは、無効とする。

### （領収書の不発行）

(自動車取得税の規定の準用)

第34条 第30条及び第31条の規定は、自動車税について準用する。

(現金納付の際に押印する納税済印)

第35条 法第151条第4項後段の規定により証紙に代えて証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた場合に押印する納税済印は、第92号様式による。

(身体障害者等に対する自動車税の減免を受けようとする者に係る自動車税の納期の特例)

第36条の4 条例第77条第1項第2号の規定により前年度中に自動車取得税の減免を受け、又は条例第91条の3第1項の規定により同年度分の自動車税の減免を受けた自動車に係る条例第89条第2項の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(身体障害者等に対する自動車税の減免の額)

第36条の5 略

2 条例附則第32項に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項第1号イ及び第2号イ中「45,000円」とあるのは、「49,500円」とする。

(身体障害者等に対する自動車税の減免を受けようとする者の提示すべき書類等)

第36条の6 条例第91条の3第1項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、同条第2項の規定により、次の各号に掲げる身体障害者等の区分に応じ、当該各号に定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。この場合において、家族等運転自動車に対し課する自動車税の減免を受けようとする者にあっては、条例第91条の3第2項の規定により、減免を必要とする理由を証明する書類を添付しなければならない。

第33条の4 収納計器で収納印の印影が表示された自動車税を徴収したときは、領収書を発行しない。

第34条 削除

(現金納付の際に押印する納税済印)

第35条 法第151条第4項後段の規定により証紙に代えて証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた場合に押印する納税済印は、第92号様式の2による。

(身体障害者等に対する自動車税の減免を受けようとする者に係る自動車税の納期の特例)

第36条の4 条例第91条の3第1項の規定により前年度分の自動車税の減免を受け、又は同年度中に条例第103条の7第1項第2号の規定により自動車取得税の減免を受けた自動車に係る条例第89条第2項の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(身体障害者等に対する自動車税の減免の額)

第36条の5 略

2 条例附則第30項に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項第1号イ及び第2号イ中「45,000円」とあるのは、「49,500円」とする。

(身体障害者等に対する自動車税の減免を受けようとする者の提示すべき書類等)

第36条の6 条例第91条の3第1項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、同条第2項の規定により、次の各号に掲げる身体障害者等の区分に応じ、当該各号に定める書類及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下「運転免許証」という。）を提示しなければならない。この場合において、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する自動車（以下「家族等運転自動車」といふ。）に対し課する自動車税の減免を受けようとする者にあっては、条例

(1) 身体障害者 身体障害者手帳

(2) 精神障害者 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等

#### 第1節及び第2節 削除

第39条から第44条まで 削除

第91条の3第2項の規定により、減免を必要とする理由を証明する書類を添付しなければならない。

(1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳。以下「身体障害者手帳」という。）

(2) 精神障害者 知事が交付した療育手帳（以下「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第3項の規定により交付された自立支援医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る。）（以下「精神障害者保健福祉手帳等」という。）

#### 第1節 自動車取得税

##### (収納計器で表示させる場合の収納印)

第38条の2 条例第103条の3第1項の規定により自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。第40条の2において同じ。）に相当する金額を収納計器で表示させる場合の収納印は、第91号様式による。

##### (自動車税の規定の準用)

第38条の3 第33条の3及び第33条の4の規定は、自動車取得税について準用する。

#### 第39条 削除

##### (自動車取得税に係る修正申告書の様式)

第40条 法第699条の12第2項の修正申告書は、第94号様式によらなければならない。

##### (現金納付の際に押印する納税済印)

第40条の2 条例第103条の3第2項の規定により自動車取得税額に相当する現金の納付を受けた場合に押印する納税済印は、第92号様式の2による。

(身体障害者等に対する自動車取得税の減免の額)

第40条の3 条例第103条の7第1項第2号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免の額は、次に掲げる額のいずれか少ない額とする。

(1) 当該自動車取得税の額

(2) 300万円に当該自動車取得税の税率を乗じて得た額

2 専ら身体障害者が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための特別の仕様による製造又は構造変更をした自動車の取得に対して課する自動車取得税に係る前項の規定の適用については、同項第2号中「300万円」とあるのは、「300万円に専ら身体障害者が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための特別の仕様による製造又は構造変更に要した額を加算した額」とする。

(身体障害者等に対する自動車取得税の減免を受けようとする者の提示すべき書類等)

第40条の4 条例第103条の7第1項第2号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免を受けようとする者は、同条第3項の規定により、次の各号に掲げる身体障害者等の区分に応じ、当該各号に定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。この場合において、家族等運転自動車の取得に対し課する自動車取得税の減免を受けようとする者にあっては、同項の規定により、減免を必要とする理由を証明する書類を添付しなければならない。

(1) 身体障害者 身体障害者手帳

(2) 精神障害者 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等

2 前条第2項の規定の適用を受けて当該自動車取得税の減免を受けようとする者に係る前項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類、専ら身体障害者が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための特別の仕様による製造又は構造変更に要した額を証明する書類及び」とする。

第2節 軽油引取税

第41条から第43条まで 削除

(軽油引取税に係る承認書の様式)

第44条 条例第110条第2項の規定による規則で定める承認書の様式は、第

### 94号様式の2によらなければならない。

#### 第3節 狩猟税

(現金納付の際に押印する納税済印)

第45条 条例第120条第2項の規定により証紙に代えて証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた場合に押印する納税済印は、第94号様式による。

(収納計器取扱手数料の交付)

第45条の9 証紙代金収納計器取扱手数料として法第122条第1項の申告書、法第123条第2項の修正申告書及び法第152条第1項の申告書に収納計器で表示された金額の1,000分の6.3に相当する金額を収納計器取扱者に交付する。

#### 様式目次

第1号様式～第67号様式 略

第68号様式から第89号様式まで 削除

第90号様式 自動車取得税・自動車税収納印

第91号様式 自動車取得税修正申告書

第92号様式 自動車取得税・自動車税納税済印

第92号様式の2 免税軽油以外の軽油の免税用途使用承認申請書

第92号様式の3～第93号様式 略

第94号様式 狩猟税納税済印

第95号様式～第115号様式 略

#### 第3節 狩猟税

(現金納付の際に押印する納税済印)

第45条 条例第120条第2項の規定により証紙に代えて証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた場合に押印する納税済印は、第94号様式の3による。

(収納計器取扱手数料の交付)

第45条の9 証紙代金収納計器取扱手数料として法第152条第1項の申告書、法第699条の11第1項の申告書及び法第699条の12第2項の修正申告書に収納計器で表示された金額の1,000分の6.3に相当する金額を収納計器取扱者に交付する。

#### 様式目次

第1号様式～第67号様式 略

第68号様式から第90号様式まで 削除

第91号様式 自動車税・自動車取得税収納印

第92号様式 削除

第92号様式の2 自動車税・自動車取得税納税済印

第92号様式の3～第93号様式 略

第94号様式 自動車取得税修正申告書

第94号様式の2 免税軽油以外の軽油の免税用途使用承認申請書

第94号様式の3 狩猟税納税済印

第95号様式～第115号様式 略

第4号様式（その4）（第3条関係）

軽油引取税納税通知書		年月日
納税者の住所及び氏名又は名称 様 香川県県税事務所長 印		
次のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。		
年 度	徴 収 番 号	課 稅 の 根 拠
年度		地方税法第144条の2（第144条の22、第144条の25） 香川県税条例第1条
課税の対象		
課税標準量	税 率	税 額
	円	円
		年 月 日
注意		
1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をることができます。 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。		
2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。 なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。		
3 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに税金及び延滞金を完納しない場合には、差押処分を受けることになりますから注意してください。		
4 やむを得ない理由で納期限までにこの税金を完納することができない場合は、その理由を証明することができる書類及び印鑑を持って納期限までに当事務所に申し出してください。		
納付場所		

第4号様式 (その5のイ) (第3条関係) 略

第4号様式 (その5のロ) (第3条関係) 略

第4号様式 (その6) (第3条関係) 略

第4号様式 (その7) (第3条関係) 略

第4号様式 (その4のイ) (第3条関係) 略

第4号様式 (その4のロ) (第3条関係) 略

第4号様式 (その5) (第3条関係) 略

第4号様式 (その6) (第3条関係) 略

第4号様式（その7）（第3条関係）

軽油引取税納税通知書																							
年月日																							
納税者の住所及び氏名又は名称様																							
香川県県税事務所長印																							
次のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>徴 収 番 号</th> <th colspan="2">課 稅 の 根 拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td colspan="2">地方税法第700条の3（第700条の16、 第700条の19） 香川県税条例第1条</td> </tr> <tr> <th>課税の 対 象</th> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <th>課税標準量</th> <th>税 率</th> <th>税 額</th> <th>納 期 限</th> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	徴 収 番 号	課 稅 の 根 拠		年度		地方税法第700条の3（第700条の16、 第700条の19） 香川県税条例第1条		課税の 対 象				課税標準量	税 率	税 額	納 期 限		円	円	年 月 日
年 度	徴 収 番 号	課 稅 の 根 拠																					
年度		地方税法第700条の3（第700条の16、 第700条の19） 香川県税条例第1条																					
課税の 対 象																							
課税標準量	税 率	税 額	納 期 限																				
	円	円	年 月 日																				
<b>注意</b> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。 なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。</p> <p>3 諸督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに税金及び延滞金を完納しない場合には、差押処分を受けることになりますから注意してください。</p> <p>4 やむを得ない理由で納期限までにこの税金を完納することができない場合は、その理由を証明することができる書類及び印章を持って納期限までに当事務所に申し出してください。</p>																							
<table border="1"> <tr> <td>納付場所</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>				納付場所																			
納付場所																							

第4号様式の2（その4）（第3条関係）

軽油引取税変更納税通知書		年 月 日																																	
納税者の住所及び氏名又は名称 様																																			
香川県県税事務所長 団																																			
次のとおり変更したので通知します。																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>徴 収 番 号</th> <th colspan="3">課 稅 の 根 抱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td colspan="3">地方税法第144条の2（第144条の22、 第144条の25） 香川県税条例第1条</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>課税標準量</td> <td>税 率</td> <td>税 額</td> <td>納 期 限</td> </tr> <tr> <td>変更後の額①</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td rowspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>変更前の額②</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>差 额 ①-②</td> <td></td> <td>増 減</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">変更の理由</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>			年 度	徴 収 番 号	課 稅 の 根 抱			年度		地方税法第144条の2（第144条の22、 第144条の25） 香川県税条例第1条			区 分	課税標準量	税 率	税 額	納 期 限	変更後の額①		円	円	年 月 日	変更前の額②		円	円	差 额 ①-②		増 減	円	変更の理由				
年 度	徴 収 番 号	課 稅 の 根 抱																																	
年度		地方税法第144条の2（第144条の22、 第144条の25） 香川県税条例第1条																																	
区 分	課税標準量	税 率	税 額	納 期 限																															
変更後の額①		円	円	年 月 日																															
変更前の額②		円	円																																
差 额 ①-②		増 減	円																																
変更の理由																																			
<p><b>注意</b></p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求することができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「基準割引率」という。)に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。</p> <p>なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。</p> <p>3 訴訟状を発した日から起算して10日を経過した日までに税金及び延滞金を完納しない場合には、差押処分を受けることになりますから注意してください。</p> <p>4 やむを得ない理由で納期限までにこの税金を完納することができない場合は、その理由を証明することができる書類及び印章を持って納期限までに当事務所に申し出てください。</p>																																			
納 付 場 所																																			

第4号様式の2 (その5) (第3条関係) 略

第4号様式の2 (その6) (第3条関係) 略

第4号様式の2 (その4) (第3条関係) 略

第4号様式の2 (その5) (第3条関係) 略

第4号様式の2(その6)(第3条関係)

軽油引取税変更納税通知書																																					
年月日																																					
納税者の住所及び氏名又は名称 様																																					
香川県県税事務所長 団																																					
次のとおり変更したので通知します。																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度 徴 収 番 号</th> <th colspan="3">課 稅 の 根 拠</th> </tr> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th colspan="3">地方税法第700条の3(第700条の16、 第700条の19) 香川県税条例第1条</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>課税標準量</th> <th>税 率</th> <th>税 額</th> <th>納 期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更後の額①</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td rowspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>変更前の額②</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>差 额 ①-②</td> <td></td> <td>増 減</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">変更の理由</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					年 度 徴 収 番 号		課 稅 の 根 拠			年度		地方税法第700条の3(第700条の16、 第700条の19) 香川県税条例第1条			区 分	課税標準量	税 率	税 額	納 期 限	変更後の額①		円	円	年 月 日	変更前の額②		円	円	差 额 ①-②		増 減	円	変更の理由				
年 度 徴 収 番 号		課 稅 の 根 拠																																			
年度		地方税法第700条の3(第700条の16、 第700条の19) 香川県税条例第1条																																			
区 分	課税標準量	税 率	税 額	納 期 限																																	
変更後の額①		円	円	年 月 日																																	
変更前の額②		円	円																																		
差 额 ①-②		増 減	円																																		
変更の理由																																					
<p>注意</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求することができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「基準割引率」という。)に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。</p> <p>なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。</p> <p>3 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに税金及び延滞金を完納しない場合には、差押処分を受けることになりますから注意してください。</p> <p>4 やむを得ない理由で納期限までにこの税金を完納することができない場合は、その理由を証明することができる書類及び印章を持って納期限までに当事務所に申し出でください。</p>																																					
納付場所																																					

## 第46号様式の2（第13条の5関係）

担保提供書							
年月日							
香川県知事 殿 (香川県県税事務所長)				住所 氏名 (印)			
下記のとおり担保を提供いたします。							
徴収猶予申請の徴収金	年度	期別	税目	税額	延滞金	加算金	加算金
				円	円	円	円
提供する担保	担保の所在	担保の種類	数量	単価	金額		
					円		
保証人	住(居)所						

注 法第144条の20第1項の規定による担保を提供するときは、「徴収猶予申請の徴収金」の欄には記入しないものとする。

## 第46号様式の2（第13条の5関係）

担保提供書							
年月日							
香川県知事 殿 (香川県県税事務所長)				住所 氏名 (印)			
下記のとおり担保を提供いたします。							
徴収猶予申請の徴収金	年度	期別	税目	税額	延滞金	加算金	加算金
				円	円	円	円
提供する担保	担保の所在	担保の種類	数量	単価	金額		
					円		
保証人	住(居)所						

注 法第700条の14の3第1項の規定による担保を提供するときは、「徴収猶予申請の徴収金」の欄には記入しないものとする。

### 第46号様式の3（その1）（第13条の6関係）

保全担保提供命令書				
年 月 日				
様				
香川県知事				
(香川県県税事務所長)				
<p>地方税法第16条の3第1項（第144条の20第1項）の規定により、県税の徵収上必要がありますから、下記のとおり担保の提供を命じます。</p>				
担 保 の 内 容	担保される県税	年 月 日以後に課税される		税
	担保される金額			円
	担保の種類			
担保の提供期限				
担保の提供期間				
担保算出される根拠金額				
<p>注意 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>				

備考 地方税法第16条の3第1項の規定による担保の提供を命ずるときは、担保の提供期間の欄には、記入しないこと。

### 第46号様式の3（その1）（第13条の6関係）

保全担保提供命令書

年月日

様

香川県知事

印

(香川県県税事務所長)

地方税法第16条の3第1項（第700条の14の3第1項）の規定により、県税の徵収上必要がありますから、下記のとおり担保の提供を命じます。

担 保 の 内 容	担保される県税	年月日以後に課税される	税
	担保される金額		円
	担保の種類		
担保の提供期限			
担保の提供期間			
担保算出根拠金額			

注意 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 地方税法第16条の3第1項の規定による担保の提供を命ずるときは、担保の提供期間の欄には、記入しないこと。

## 第60号様式の2（第20条の2関係）

法人名	本店又は 主たる事 務所等の 所在地	適用事業年度	確定申告書の提出期限の延長等				
			承認	変更		取消し	取りやめ
				変更後	変更前		
		自…以後 至…	月間	月間	月間		
		自…以後 至…					
		自…以後 至…					
		自…以後 至…					
		自…以後 至…					
		自…以後 至…					
		自…以後 至…					

上記のとおり地方税法第53条第53項の規定により通知します。

年　月　日

香川県県税事務所長 団

市町長殿

備考 連結法人にあっては、「適用事業年度」とあるのは、「適用連結事業年度」とする。

第68号様式から第89号様式まで 削除

第90号様式（第29条、第33条の2関係） 略

## 第60号様式の2（第20条の2関係）

法人名	本店又は 主たる事 務所等の 所在地	適用事業年度	確定申告書の提出期限の延長等				
			承認	変更		取消し	取りやめ
				変更後	変更前		
		自…以後 至…	月間	月間	月間		
		自…以後 至…					
		自…以後 至…					
		自…以後 至…					
		自…以後 至…					
		自…以後 至…					
		自…以後 至…					

上記のとおり地方税法第53条第49項の規定により通知します。

年　月　日

香川県県税事務所長 団

市町長殿

備考 連結法人にあっては、「適用事業年度」とあるのは、「適用連結事業年度」とする。

第68号様式から第90号様式まで 削除

第91号様式（第33条の2、第38条の2関係） 略

## 第91号様式（第32条関係）

年 月 日		自動車取得税修正申告書					申告 (報告) 代行者			
受付印		香川県県税事務所長 殿								
納義務 務者 税者	住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)	市 郡 町				登録番号又 は車両番号				
		㊭					修正事由			
所留 有保 權者	住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)	市 郡 町				区分	課税標準額	税率	税額	
		㊭								
主たる定置場 (使用の本拠)	住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)	市 郡 町				当 初	千円	円		
		㊭						100		
旧義 務者 税者	住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)	市 郡 町				修正	千円	円		
		㊭						100		
初度登録年	用 途	車 名		型式及び年式		種別区分番号		差 额		
年	營 業 用	社名		年式				千円	円	
	自 家 用	車名								
新 旧 別	総排気量又 は単室容積	車 台 番 号		車体の塗色		仕様及び標準装備 以外の付 加 物				
新 車	ℓ									
中 古 車										
取得年月日	取 得 価 額	取 得 原 因		特 例 適 用 の 有 有	車両重量	エ ネ ル ジ 一 消 費 効 率				
年 月 日	千円	充買・留保解除・ 交換・贈与・相 続・その他( )		kg	km/ℓ					
				貨物車 動 物 車	車両 總 重 量	變速裝置 の 方 式	構 造			
注意 (1) 課税標準額の欄は、1,000円未満の端数金額を切り捨ててください。 (2) 税額の欄は、100円未満の端数金額を切り捨ててください。										

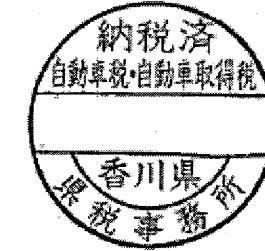
注意 (1) 課税標準額の欄は、1,000円未満の端数金額を切り捨ててください。  
(2) 税額の欄は、100円未満の端数金額を切り捨ててください。

第92号様式 削除



備考 直径35ミリメートルとする。

## 第92号様式の2（第35条、第40条の2関係）



備考 直径35ミリメートルとする。

第92号様式の2（第33条関係）

受付印				
年　月　日		申 請 者	免 税 輕 油 使 用 者 證 番 号	香川第　　号
香川県県税事務所長 殿			住　　所	
			氏　　名	
免税軽油以外の軽油の免税用途使用承認申請書				
免 税 證 交 請	年月日	年　月　日	免 税 證 付 交 付 年 月 日	年　月　日
	数　量	リットル	数　量	リットル
免 税 輕 油 以 外 の 輕 油	引取年月日		使用年月日	
	引取数量		使用数量	
引 取 先	所　在　地			
	氏名又は名称			
免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要を生じた理由				
免税軽油以外の軽油について免税証の交付を申請することができなかった理由				
印				
ミ　シ　ン				
香川第　　号				
免税軽油以外の軽油の免税用途使用承認書				
(申請人の氏名)				
_____の申請に係る免税軽油以外の軽油_____				
リットルを免税用途に使用することを承認します。				
年　月　日				
香川県県税事務所長　印				

第94号様式（第40条関係）

受付印		年月日	自動車取得税修正申告書			申告 (報告) 代行者
			香川県県税事務所長 殿			
納義務 務 税者	住所 (所在地)	市 郡 町			登録番号又 は車両番号	
氏名 (名 称)		㊂			修正事由	
所留 有保 權者	住所 (所在地)	市 郡 町			区分	課税標準額 税率 税額
氏名 (名 称)		㊂			当 初	千円 100 円
主たる定置場 (使用的本拠)	市 郡 町				修 正	千円 100 円
旧義 (所在地) 納務 税者	住所 (所在 地)				差 额	千円
氏名 (名 称)						△
初度登録 (検査)年	用 途	車 名	型式及び年式	種別区分番号	収 納 印 表 示 欄	
年	營業用 自家用	社名 車名	年式			
新旧別	総排気量又 は単室容積	車台番号	車体の塗色	仕様及び標準装備 以外の付加物		
新 中 古 車	0		赤・橙・茶・黄・緑 青・紫・白・灰・黒			
取得年月日	取 得 価 额	取 得 原 因	特例適用の有無	車両重量 kg km/l		
年 月 日	千円	売買・留保解除・ 交換・贈与・相 続・その他( )	貨物車 自 動 車 總 重 量 kg	変速装置の方式 構 造		

注意 (1) 課税標準額の欄は、1,000円未満の端数金額を切り捨ててください。  
 (2) 税額の欄は、100円未満の端数金額を切り捨ててください。

第94号様式の2（第44条関係）

受付印		申 請 者 者	免稅輕油使用 者 者 者	香川第 号 所 名	
年月日 香川県県税事務所長 殿		住 所			
		氏 名			
免稅輕油以外の輕油の免稅用途使用承認申請書					
免 稅 申 請 交 請	年月日 數量	年月日 リットル	免 稅 證 數 量	交付年月日 リットル	年月日
免 稅 輕 油 以 外 の 輕 油	引 取 年 月 日		使 用 年 月 日		
	引 取 數 量		使 用 數 量		
	引 取 先 所 在 地 氏名又は名称				
免稅輕油以外の輕油を免稅用途に供する必要を生じた理由					
免稅輕油以外の輕油について免稅証の交付を申請することができなかった理由					
印					
ミシシ					
香川県 第 号					
免稅輕油以外の輕油の免稅用途使用承認書					
(申請人の氏名)					
_____の申請に係る免稅輕油以外の輕油_____					
リットルを免稅用途に使用することを承認します。					
年 月 日					
香川県県税事務所長 団					

第94号様式（第45条関係） 略

第94号様式の3（第45条関係） 略

## 附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4号様式（その4）及び第4号様式の2（その4）の規定は、香川県税条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第31号）附則第3項の規定の適用を受ける軽油引取税について適用し、同条例附則第4項の規定の適用を受ける軽油引取税については、なお従前の例による。